



市 章

大津市公報

平 成 28 年 5 月 2 日
号 外 (第 41 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 65 大津市行政改革推進本部設置規則..... 1
- 66 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

大津市行政改革推進本部設置規則を公布する。

平成28年 5 月 2 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第65号

大津市行政改革推進本部設置規則

(設置)

第 1 条 行政改革を総合的かつ着実に推進するため、大津市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

行政改革に関する基本方針及び計画の策定に関すること。

行政改革の推進に係る調査及び研究に関すること。

その他行政改革の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

本部長

副本部長

本部員

2 本部長は、市長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、政策調整部長、総務部長、市民部長、福祉子ども部長、健康保険部長、産業観光部長、環境部長、都市計画部長、建設部長及び市民病院長の職にある者をもって充て、並びに公営企業管理者、教育長及び消防局長の職にある者に対し市長が委嘱する。

(職務)

第 4 条 本部長は、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受けて、所掌事務を処理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、総務部行政改革推進課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 5 月 2 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第66号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成21年規則第91号）の一部を次のように改正する。
第11条第26号中「第36条の6第1項又は第2項」を「第36条の6」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。